

○西和賀町住民投票条例施行規則

平成 23 年 12 月 28 日
規則第 31 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、西和賀町住民投票条例（平成 23 年西和賀町条例第 15 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施請求書等)

第 2 条 条例第 6 条第 1 項に規定する実施請求書は、住民投票実施請求書（様式第 1 号）によるものとする。

2 条例第 6 条第 1 項に規定する代表者証明書は、住民投票実施請求代表者証明書（様式第 2 号。以下「代表者証明書」という。）によるものとし、同項の規定による申請は、住民投票実施請求代表者証明書交付申請書（様式第 3 号）により行うものとする。

3 町長は、条例第 6 条第 1 項の規定による申請があったときは、直ちに西和賀町選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）に対し、代表者が申請の日現在において条例第 3 条第 1 項に規定する資格のある者（以下「投票資格者」という。）であることの確認を求めなければならない。

(審査名簿の調製)

第 3 条 条例第 6 条第 4 項の規定により調製する審査名簿には、投票資格者の氏名、住所、性別、生年月日等を記載するものとする。

2 選挙管理委員会は、審査名簿の調製のために必要があると認めるときは、住民投票の投票権の有無その他必要な事項を調査することができる。

(署名簿等)

第 4 条 条例第 7 条第 1 項に規定する署名簿は、住民投票実施請求者署名簿（様式第 4 号）によるものとする。

2 条例第 7 条第 2 項に規定する代表者の委任状は、住民投票実施請求署名収集委任状（様式第 5 号）によるものとする。

3 条例第 7 条第 3 項による受任者の届出は、住民投票実施請求署名収集委任届（様式第 6 号）により行うものとする。

(署名簿の審査)

第 5 条 選挙管理委員会は、署名簿の署名の有効無効を決定する場合において、同一人に係る 2 以上の有効署名及び押印があるときは、その 1 を有効と決定しなければならない。

(署名の効力及び関係人の出頭証言)

第 6 条 署名簿の署名で次に掲げるものは、これを無効とする。

(1) 条例及びこの規則に規定する手続によらない署名

(2) 何人であるか確認し難い署名

2 条例第 10 条第 2 項の規定により詐偽又は強迫に基づく旨の異議の申出があった署名で選挙管理委員会がその申出を正当であると決定したものは、これを無効とする。

3 選挙管理委員会は、署名の効力を決定する場合において必要があると認めるときは、関係人の出頭及び証言を求めることができる。

(審査名簿の閲覧等)

第7条 選挙管理委員会は、条例第9条第1項の規定による閲覧をさせるときは、閲覧開始の3日前までに閲覧の期間及び場所を告示するものとする。

(審査名簿の表示及び訂正等)

第8条 選挙管理委員会は、審査名簿に登録されている者が死亡したことを知ったときは、速やかに審査名簿にその旨を表示するものとする。

2 選挙管理委員会は、審査名簿に登録されている者の記載内容に変更があったこと、又は誤りがあったことを知ったときは、速やかにその記載内容の修正又は訂正をするものとする。

(署名簿の縦覧)

第9条 第7条の規定は、条例第10条第1項の規定による署名簿の縦覧について準用する。この場合において、「閲覧開始の3日前までに」とあるのは、「あらかじめ」と読み替えるものとする。

(署名簿の返付)

第10条 選挙管理委員会は、条例第10条第4項の規定により署名簿を代表者に返付する場合には、当該署名簿の末尾に、署名及び押印をした者の総数並びに有効署名及び無効署名の総数を記載しなければならない。

(住民投票の実施の請求)

第11条 西和賀町まちづくり基本条例(平成23年西和賀町条例第8号)第19条第1項の規定による請求は、代表者が条例第10条第4項の規定により署名簿の返付を受けた日から5日以内に、条例第6条第5項の規定によりあらかじめ返付された実施請求書に住民投票実施請求署名収集証明書(様式第7号)及び署名簿を添えてしなければならない。

(投票資格者名簿の調製等)

第12条 第3条、第7条及び第8条の規定は、条例第12条及び第13条の規定による投票資格者名簿の調製、閲覧等について準用する。この場合において、第8条第1項中「死亡したこと」とあるのは、「死亡したことその他の理由により投票資格者でなくなったこと」と読み替えるものとする。

(投票管理者及び投票立会人)

第13条 条例第16条第1項に規定する投票所に投票管理者及び投票立会人を置く。

2 投票管理者は、当該住民投票の投票資格者の中から選挙管理委員会が選任する。

3 選挙管理委員会は、投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を、当該住民投票の投票資格者の中からあらかじめ選任しておくものとする。

4 投票立会人は、当該住民投票の投票資格者の中から、本人の承諾を得て、2人以上5人以下(期日前投票にあっては、2人)を選挙管理委員会が選任する。

(投票用紙)

第14条 条例第18条第3項の投票用紙は、様式第8号に準じて調製しなければならない。

(代理投票)

第15条 条例第18条第4項の規定による代理投票は、身体の故障又は文盲により、○の記号を自書することができない投票人が、投票管理者に申請することにより行わせるものとする。

(期日前投票)

第16条 条例第19条の規定による期日前投票は、住民投票の当日に公職選挙法(昭和25年法律第

100号) 第48条の2第1項各号に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれる投票人が、当該住民投票に係る条例第11条第5項に規定する告示の日の翌日から投票日の前日までの間、期日前投票の投票所において行うものとする。

(不在者投票)

第17条 条例第19条の規定による不在者投票は、前条に規定する投票人が、不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所において、投票用紙に投票の記載をし、これを封筒に入れて不在者投票管理者に提出する方法により行わなければならない。

2 不在者投票管理者は、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第55条第2項、第3項及び第4項第2号の規定の例により置く。

3 前2項の規定によるほか、不在者投票は、前条に規定する投票人のうち公職選挙法第49条第2項に規定する身体に重度の障害がある者に該当するものが、その現在する場所において投票用紙に投票の記載をし、これを同項に規定する郵便等により送付する方法により行わなければならない。

(開票管理者及び開票立会人)

第18条 条例第20条第1項に規定する開票所に開票管理者及び開票立会人を置く。

2 開票管理者は、当該住民投票の投票資格者の中から選挙管理委員会が選任する。

3 開票立会人は、当該住民投票の投票資格者の中から、本人の承諾を得て3人を選挙管理委員会が選任する。

(投票の効力)

第19条 投票の効力は、開票立会人の意見を聴き、開票管理者が決定するものとする。

2 次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。

(1) 所定の投票用紙を用いないもの

(2) ○の記号以外の事項を記載したもの

(3) ○の記号のほか、他事を記載したもの

(4) ○の記号を自書しないもの

(5) ○の記号を投票用紙の賛成欄及び反対欄のいずれにも記載したもの

(6) ○の記号を賛成欄又は反対欄のいずれに記載したのか判別し難いもの

(7) ○の記号を投票用紙の賛成欄又は反対欄のいずれにも記載しないもの

(委任)

第20条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成24年1月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

住民投票実施請求書

年 月 日

西和賀町長 様

請求代表者

住所

氏名

㊞

電話 ()

西和賀町まちづくり基本条例第19条第1項の規定により、住民投票の実施を下記のとおり請求します。

記

1 請求事項

について賛成又は反対を問う住民投票

2 請求の趣旨（1,000字以内）

様式第2号（第2条関係）

住民投票実施請求代表者証明書

住所

氏名

請求事項

について賛成又は反対を問う住民投票

上記の者は、住民投票の実施請求代表者であることを証明します。

なお、年月日現在の西和賀町住民投票条例第3条第1項に該当する投票資格者の総数の6分の1の数は、であるので申し添えます。

年月日

西和賀町長

様式第3号（第2条関係）

住民投票実施請求代表者証明書交付申請書

年 月 日

西和賀町長 様

住民投票実施請求代表者

住所

氏名

④

西和賀町住民投票条例第6条第1項の規定により、住民投票実施請求書を添え、住民投票実施請求代表者証明書の交付を申請します。

様式第5号（第4条関係）

住民投票実施請求署名収集委任状

受任者

住所

氏名

上記の者に対し、住民投票の実施請求のための署名及び押印を求めることを委任する。

年 月 日

住民投票実施請求代表者

住所

氏名

⑩

様式第6号（第4条関係）

住民投票実施請求署名収集委任届

受任者

住所

氏名

委任の年月日

上記の者に対し、住民投票の実施請求のための署名及び押印を求めることを委任したので、西和賀町住民投票条例第7条第3項の規定により届け出ます。

年 月 日

西和賀町長 様

住民投票実施請求代表者

住所

氏名

⑩

様式第7号（第11条関係）

住民投票実施請求署名収集証明書

年 月 日

住民投票実施請求書に添えて提出する について賛成又は反対を問う
住民投票に係る住民投票実施請求者署名簿には、西和賀町住民投票条例第6条第5項により、
年 月 日付けで告示された投票資格者の総数の6分の1（ 人）により有効署名が
あることを証明します。

住民投票実施請求代表者

住所

氏名

⑩

様式第8号（第14条関係）

		<p style="text-align: right;">年 月 日 執行</p>
<p style="text-align: center;">反 対</p>	<p style="text-align: center;">賛 成</p>	<p style="text-align: center;">注 意</p> <p style="text-align: center;">についての住民投票</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p style="text-align: center;">西和賀町 選挙管理 委員会印</p> </div> <p style="text-align: center;">一 に賛成の人は賛成欄に、反対 の人は反対欄に○を書くこと。</p> <p style="text-align: center;">二 ○のほかは何も書かないこと。</p>

備考

- 1 投票用紙の印 の文字は、 とする。
- 2 投票用紙に押すべき西和賀町選挙管理委員会の印は、 込式とすることができる。